

保育所等への入所関係手続きにはマイナンバーが必要です

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行により、保育所等への入所関係手続きには、「教育・保育給付認定申請書」及び「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」、「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定届出事項変更届」などにマイナンバーの記載が必要になりました。

また、手続きの際には、下記のとおりマイナンバー及び本人確認を行いますので、確認に必要な書類をお持ちください。

マイナンバー及び本人確認について

1. 保護者が申請書等を提出する場合

（申請者の配偶者等が書類を提出する場合は、「2. 代理人が申請書等を提出する場合」を参照してください。）

確認対象者：申請者（保護者）	
区 分	必要となるもの
番号確認資料 （正しい番号である ことの確認）	【以下の書類から1点】 ☐ マイナンバーカード ☐ 個人番号が記載された住民票の写し ☐ 通知カード （通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認資料として使用可能。）
本人確認資料 （番号の正しい持ち 主であることの確 認）	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 等 【身分証明書（上記の提示が困難な場合、以下の書類から2点）】 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 等
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで番号確認、本人確認ができます。	

（裏面に続く）

2. 代理人が申請書等を提出する場合

区 分	必要となるもの
代理権確認書類 （代理権を有することの確認）	【以下の書類】 ☐ 委任状（別紙） ＜任意代理人の場合＞ 配偶者や申請者の親（児童からみて祖父母）等が書類を提出する場合は任意代理人にあたります。 ※成年後見人や申請者本人が未成年者である場合の親など、法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類が必要です。
代理人の本人確認資料 （申請書等を提出する方の本人確認）	【顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）】 ☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 等 【身分証明書（上記の提示が困難な場合、以下の書類から2点）】 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 等
保護者の番号確認資料 （申請した保護者の個人番号が正しい番号であることの確認）	【以下の書類から1点】 ☐ 保護者のマイナンバーカード又はその写し ☐ 保護者の個人番号が記載された住民票の写し又はその写し ☐ 保護者の通知カード又はその写し （通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認資料として使用可能。）

【問い合わせ先】

東金市市民福祉部こども課入園係

電話 0475-50-1203

（平日 8：30-17：15）